

日行連発第 1773 号
令和 5 年 3 月 15 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を
行うことについて（周知）

平素は本会の運営にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

令和 5 年 3 月 13 日、総務省自治行政局行政課長より、各都道府県行政書士担当部（局）長、全国銀行協会事務・決済システム部長及び第二地方銀行協会業務部長宛てに、次の内容を周知する通知が発せられました。

行政書士又は行政書士法人が業として行う行政書士法第 1 条の 2 及び第 1 条の 3 第 1 項（第 2 号を除く。）に規定する業務に関連して行われる「財産管理業務及び成年後見人等業務」は、行政書士法第 13 条の 6 第 1 号・行政書士法施行規則第 12 条の 2 第 4 号に規定する「行政書士の業務に附帯し、又は密接に関連する業務」に該当する。

これまで、財産管理業務及び成年後見人等業務は、行政書士の業務であるという総務省見解を受けた認識の下、適正な業務推進に取り組んでおりましたが、実務の現場においては、各自治体を中心となって設置された成年後見における中核機関に行政書士の参画が認められない事例があるほか、各地の金融機関や裁判所から当該業務の根拠が不明確であるとの指摘を受けることなどして、行政書士が業務として遂行するにあたって支障を来している事例が散見されておりました。

日行連として、総務省に対し、各自治体を始めとする関係各所への理解の促進を図るべく、「いわゆる財産管理業務や成年後見人等として行う業務は、従来から行政書士又は行政書士法人の業務に附帯し、又は密接に関連する業務（行政書士法施行規則第 12 条の 2 第 4 号）に該当し、行政書士又は行政書士法人が行うことができる業務である」旨を文書にて周知いただくよう要望し、これまでの総務省見解を明確に関係各所に対し示されたものです。

超高齢社会となった我が国において、成年後見人や不在者財産管理人、相続財産管理人等を必要とする方がますます増えると想定され、この分野においても、行政書士が専門家としての一翼を担い、貢献することが求められます。趣旨をご理解の上、適正な財産管理業務、成年後見人等業務の推進に取組みいただきますようお願いいたします。

各単位会におかれましては、下記1のとおり、全国銀行協会及び第二地方銀行協会傘下の地域金融機関本店等への訪問、コスモス支部等と共に都道府県の行政書士担当部署への訪問につきご協力くださいますようお願いいたします。

なお、本件については、全国銀行協会及び第二地方銀行協会以外の下記2の金融機関中央会について、同様の通知がなされるよう総務省に対し要望しているところ、現在、総務省において各機関と協議中であると伺っております。つきましては、総務省から本会へ通知を行った旨の連絡をいただきましたらあらためて各単位会にご連絡いたしますので、それまでは下記2の金融機関傘下の全金融機関に対し本件に関して接触されることのないよう十分ご留意くださるようお願いいたします。

記

1 働きかけ先

<財産管理業務>

(1) 全国銀行協会傘下の地域金融機関本店

参考：(一社) 全国銀行協会の会員一覧

<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/outline/organization/member-01/>

(2) 第二地方銀行協会傘下の地域金融機関本店

参考：(一社) 第二地方銀行協会の加盟地方銀行一覧

https://www.dainichiginkyo.or.jp/membership/member_list.html

<成年後見人等業務（コスモス支部等と共に）>

(1) 都道府県の行政書士担当部署

(2) 市区町村の成年後見等担当部署

(3) 家庭裁判所の成年後見等担当部署

2 総務省に通知をお願いしている金融機関中央会

- ・(一社) 全国信用金庫協会
- ・(一社) 全国信用組合中央協会
- ・(一社) 全国地方銀行協会
- ・全国農業協同組合連合会

以上

別添：行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて（通知）
（令和5年3月13日付・総行行第84、85号 総務省自治行政局行政課長通知文）